

横福指第 298 号
令和 2 年（2020 年）3 月 2 日

有料老人ホーム管理者 様
サービス付き高齢者向け住宅管理者 様

横須賀市福祉部長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する Q & A について（通知）

標記の件について、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」ほか関係通知が、関係各所から随時発出されているところですが、各事業所等におかれましては、これらの通知に基づき適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、本市へのご質問が多い事項について別紙のとおり Q & A としてとりまとめましたので、参考にしていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

令和2年2月28日現在

※ 対象は横須賀市に所在する施設に限ります。

※ 回答の内容は更新日現在のものです。今後、国の通知等により変更になる可能性があります。

No	類型	質問	回答
1	有料老人ホーム共通	面会等、外部の方の立入りを制限している中で、運営懇談会を中止又は延期することは可能か。	原則、通常の懇談形式ではなく、書面による報告及び意見聴取、同意を得る等の方法により行い、実施方法、報告内容、聴取した意見等、詳細な記録を残すこと。 また、急を要しない報告等の場合であって延期する場合は、延期の理由等を記録した上で、可能な限り次年度当初に開催すること。 ただし、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立っていない状況を勘案すると、上記の書面による報告及び意見聴取等を行うことが望ましい。
2	有料老人ホーム共通	施設内研修等について、大人数が一堂に会する研修を中止することは可能か。	職員が一堂に会して行う研修実施の可否等については各施設で判断されたい。 なお、資料配布や、代表者による少人数での実施後に欠席者に別途周知徹底する等、可能な限り実施するための方法を検討すること。